

## 事業主の皆様へ

★★★ 雇用時における労働条件通知書の交付の徹底について ★★★

【震災からの事業復旧に向けて】

労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条では、労使間のトラブルを未然に防止する観点から、事業主は労働者（正社員・パート・アルバイトを問いません。）を雇入れる際に、労働時間、賃金額等の労働条件を記載した労働条件通知書を労働者に交付しなければならないとされています。

震災からの事業復旧に向けて、労働者の雇用を急ぐあまり、労働条件を口約束のみで済ますなどの不明瞭なやりとりは、トラブル発生の原因となり得ます。

少なくとも以下の事項について、書面で明示しなければなりません。

- ①労働の契約期間
- ②有期労働契約を更新する場合の基準
- ③就業の場所・従事する業務の内容
- ④始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇交代制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- ⑤賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切り・支払いの時期に関する事項
- ⑥退職に関する事項

上記事項を記載した労働条件通知書を示した上で、労働者へ十分な説明を行い、労働者も納得の上で交付すれば、無用なトラブルの未然防止につながり、労働者も安心して働くことができます。

労働条件通知書の作成にあたっては、以下の様式をご利用ください。

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| 労働条件通知書（一般労働者 常用 有期雇用型） | <a href="#">(WORD)</a> ・ <a href="#">(PDF)</a> |
| 労働条件通知書（一般労働者 日雇型）      | <a href="#">(WORD)</a> ・ <a href="#">(PDF)</a> |
| 労働条件通知書（短時間労働者 常用）      | <a href="#">(WORD)</a> ・ <a href="#">(PDF)</a> |
| 労働条件通知書（派遣労働者 常用 有期雇用型） | <a href="#">(WORD)</a> ・ <a href="#">(PDF)</a> |
| 労働条件通知書（派遣労働者 日雇型）      | <a href="#">(WORD)</a> ・ <a href="#">(PDF)</a> |
| 労働条件通知書（建設労働者 常用 有期雇用型） | <a href="#">(WORD)</a> ・ <a href="#">(PDF)</a> |
| 労働条件通知書（建設労働者 日雇型）      | <a href="#">(WORD)</a> ・ <a href="#">(PDF)</a> |
| 労働条件通知書（林業労働者 常用 有期雇用型） | <a href="#">(WORD)</a> ・ <a href="#">(PDF)</a> |
| 労働条件通知書（林業労働者 日雇型）      | <a href="#">(WORD)</a> ・ <a href="#">(PDF)</a> |

【熊本労働局労働基準部監督課】